

広島市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市地域公共交通会議設置要綱第11条の規定に基づき、広島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、広島市道路交通局公共交通政策部路線バス・生活交通担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、広島市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、広島市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、広島市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	ひな形	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
広島市地域 公共交通会 議会長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 会交地広 長通域島 之会公 印議共市 </div>	てん書	正方形	24×24	会長名を もって発 する文書	1	事務局長